

払い込んだ保険料が実質全額戻ってくる
メットライフ生命の医療保険

リターンボーナスつき終身医療保険



もしも私が、
100まで生きるなら。

生存還付給付金付終身医療保険 I 型60日型

ご確認いただきたいこと

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認、ご注意いただきたい情報を記載しています。

「ご契約のしおり・約款」には、保険商品の内容や、ご契約に関する取り決めなどを記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

お申し込みにあたっては、お客さまのライフプランや備えたいリスクなどのほか、公的保険制度による保障内容も踏まえてご検討ください。

公的保険制度については以下をご参照ください。

金融庁ホームページ
公的保険について

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



生命保険協会ホームページ
公的年金制度(老齢年金制度)について

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>



メットライフ生命について

メットライフ生命は日本初の外資系生命保険会社として1973年に営業を開始し、現在は世界有数の生命保険グループ会社、米国メットライフの日本法人としてお客さまに常に寄り添い、最適な保障を選ぶお手伝いをしています。多様な販売チャネルを通じて、個人・法人のお客さまに対し幅広いリスクに対応できる、革新的な商品の提供に努めています。(2023年10月現在)

<https://www.metlife.co.jp>
会社情報 www.metlife.co.jp/about/

最新の『健全性の指標』

www.metlife.co.jp/about/results/indicator/



■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社



MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp

生涯つづく医療保障

入院から退院後の通院まで

入院・手術・退院・退院後の通院の保障をそろえました。
 ※保険契約の型がI型の場合
 (退院・退院後の通院保障がないII型もお選びいただけます)

選べる短期払

保険料払込期間は、55歳～85歳払込満了(5歳刻み)から選べます。
 ※契約年齢、繰延期間*1などにより異なります。

ケガ入院は倍額保障

不慮の事故によるケガで入院された場合には、入院給付金が倍額になります。

身体障害状態などに該当された場合は保険料払込免除

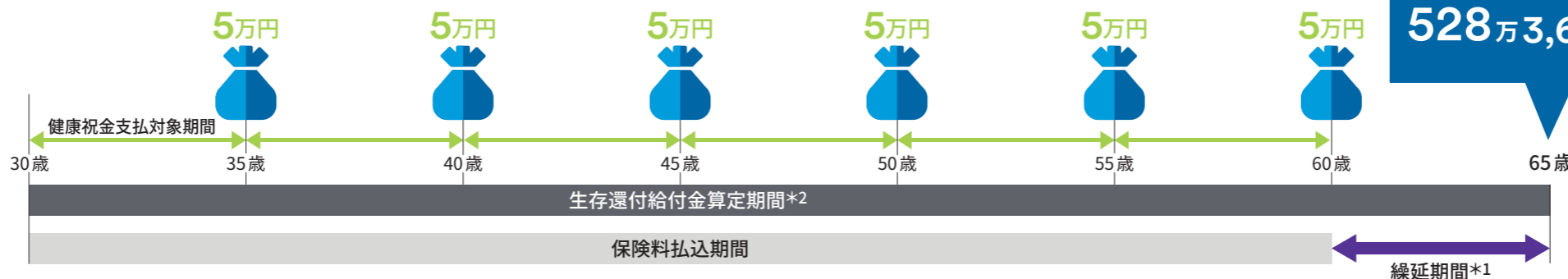
病気やケガにより所定の高度障害状態に該当された場合、または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当された場合は、保険料の払い込みは免除されます。

ご契約例

契約年齢:30歳女性 保険契約の型:I型5口 保険期間:終身
 保険料払込期間:60歳払込満了(短期払) 生存還付給付金算定期間*2:65歳まで
 繰延期間*1:5年 月払保険料(口座振替):15,510円

健康祝金 5万円

保険料払込期間内に設定される、契約日から5年ごとの各健康祝金支払対象期間中に、継続5日以上入院給付金のお支払いがない場合



*1 繰延期間とは、保険料払込期間満了日の翌日から生存還付給付金算定期間満了日までの期間をいいます。
 *2 生存還付給付金算定期間とは、契約日から保険料払込期間の満了日以後の年単位の契約応当日のうち、契約者がご契約の際に指定した日の前日までの期間をいいます。

保障内容	条件	給付金	支払限度	1日につき
医療保障	入院 入院初日から保障	病気で入院されたとき	疾病入院給付金	1日につき 5,000円
		不慮の事故によるケガで、事故の日から180日以内に入院されたとき*4	災害入院給付金	1日につき 10,000円
	手術	病気やケガで所定の手術*5を受けられたとき	手術給付金	1回につき 5万円
	退院	通算5日以上入院後、退院されたとき	退院給付金	1回の入院*3の退院につき 2.5万円
退院後の通院	通算5日以上入院の退院後、120日以内に通院されたとき	通院給付金	1回の入院*3 30日まで保障 通算支払限度: 730日	1日につき 2,500円
死亡保障	死亡されたとき	死亡保険金	50万円	

リターンボーナスを受け取られた後も、**医療保障・死亡保障はそのまま生涯続きます!**

しかも、保険料払込済なので、保険料の支払いもありません。

*3 支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。例)「高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患」など)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1回の入院とみなします。
 *4 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき(ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します)。
 *5 単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術など支払対象にならない手術があります。支払対象となる手術については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

死亡されたとき(死亡保険金) 50万円

⚠ リターンボーナスの受取時期前に解約や契約口数の減少を行った場合の受取額は、払込保険料相当額を下回ります。また、死亡された場合も契約当初を除き、払込保険料相当額を下回ります。

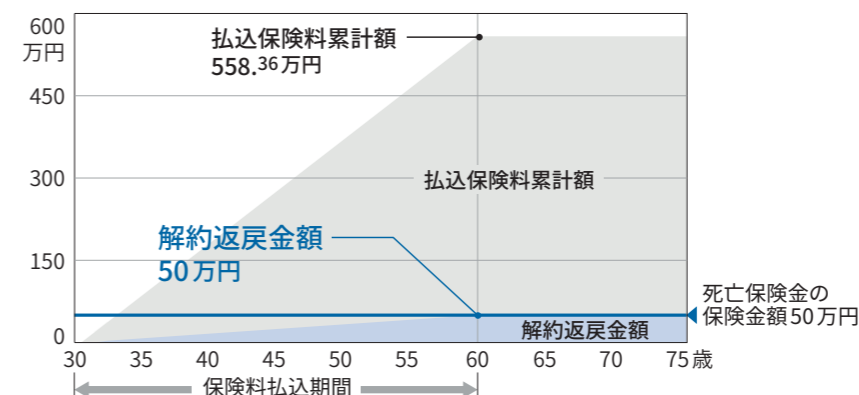
解約をされたとき

保険料払込期間中 保険料払込年数に応じて計算した解約返戻金をお支払いします。ただし、早期に解約された場合にはお支払いする金額がまったくないか、あってもごくわずかです。
 保険料払込期間満了後 疾病入院給付金日額の100倍(死亡保険金の保険金額と同額)の解約返戻金があります。

減口(契約口数の減少)をされたとき

生存還付給付金のお支払いについては、生存還付給付金算定期間満了時の契約口数で契約されたものとして取り扱います。払込保険料相当額や、生存還付給付金算定期間中に受け取られた各給付金、健康祝金の合計額も生存還付給付金算定期間満了時の契約口数で当初より契約されていたものとして計算します。

ご契約例の場合



ぜひ、ご一読ください。規約のいろいろ。

契約年齢

満6歳～65歳

※契約内容により異なります。

保険期間

終身

保険料払込方法(経路)

保険料の払い込みは、口座振替、クレジットカード払などご利用いただけます。

支払事由

各給付金などは保険期間中に下記の支払事由に該当したときにお支払いします。

疾病入院給付金*1*2	責任開始時以後に発病した疾病の治療を目的として入院されたとき
災害入院給付金*1	責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき(ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院であることを要します)
手術給付金*2*3	責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として所定の手術*4を受けられたとき
退院給付金(1型のみ)	疾病・災害入院給付金が支払われる通算5日以上入院をされた後、生存して退院されたとき
通院給付金(1型のみ)	疾病・災害入院給付金が支払われる通算5日以上入院をされた後、原因となった疾病または傷害の治療を目的として退院日の翌日からその日を含めて120日以内に通院されたとき
健康祝金	健康祝金支払基準日*5の前日末に生存し、健康祝金支払対象期間*6中に疾病・災害入院給付金が支払われる継続5日以上入院がなかったとき
生存還付給付金	生存還付給付金算定期間*7の満了時に生存されているとき
死亡保険金	死亡されたとき

*1 疾病入院給付金と災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、災害入院給付金のみをお支払いします。

*2 薬物依存による疾病入院・手術の場合は給付金をお支払いしません。

*3 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、1回の手術とみなし重複してお支払いしません。

*4 支払対象となる手術については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

*5 健康祝金支払基準日とは、次に定める日とします。

①保険料払込期間中に到来する、契約日から5年ごとの年単位の契約応当日

②保険料払込期間の満了日の翌日(ただし、保険料払込期間の満了日と生存還付給付金算定期間の満了日が同日の場合、および保険料払込期間の満了日から直前の健康祝金支払基準日までの期間が5年未満の場合を除きます)

*6 健康祝金支払対象期間とは、契約日または健康祝金支払基準日からその直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの期間をいいます。

*7 生存還付給付金算定期間は、契約日から保険料払込期間の満了日以後の年単位の契約応当日のうち、契約者がご契約の際に指定した日の前日までの期間をいいます。

給付金の支払限度

1回の入院の支払限度(日数)および、通算支払限度(日数)は、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて次のとおりになります。

支払限度の型	1回の入院の支払限度	通算支払限度
60日型	60日	730日

・退院給付金…1回の入院の退院につき1回

・通院給付金…1回の入院の通院につき30日まで、通算支払限度730日

※支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1回の入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。

例)「高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患」など

給付金代理請求特約について

被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、被保険者の戸籍上の配偶者や所定の範囲内の親族など(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求できます。なお、代理請求人はあらかじめ指定することが可能です(あらかじめ指定する場合と指定しない場合とでは代理請求人の範囲が異なります)。

保険料払込免除について

責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当された場合、または責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当された場合、保険料の払い込みは免除されます。

ご契約上の注意

- ・既往症、職業その他によっては契約をお引き受けできない場合があります。
- ・保険料自動振替貸付はお取り扱いできません。
- ・この保険に高度障害保険金はありません。
- ・この保険に契約者配当はありません。



もし100 専門家サポート

もしも私が、100まで生きるなら。

その想いに寄り添う、メットライフ生命のお客さまだけの商品付帯サービス。

健康に関するサービス

健康生活サポートダイアル

身体や心の悩みについて相談したい

対象デスク

健康生活相談 感染症相談 育児相談
介護相談 メンタルヘルス相談

チャット
相談

早期発見サポートダイアル

病気の予防や検査について相談したい

対象デスク

人間ドック予約相談 脳ドック予約相談
乳ガン検診予約相談 胃ガン検診予約相談
大腸ガン検診予約相談 PET検診予約相談 生活習慣改善相談
二次検診予約相談 疾病リスク検査キット紹介(*1) 認知症相談

チャット
相談

治療時のサポートダイアル

治療や専門医の情報を知りたい

対象デスク

治療と専門医の情報提供 セカンドオピニオン相談
受診手配相談 ガン先進医療相談 ガン治療QOL相談
仕事とガン治療の両立サポート 糖尿病重症化予防相談
生活習慣病重症化予防相談 脳・心疾患再発予防サポート

チャット
相談

治療中・治療後のケアダイアル

治療中や治療後の悩みを解決できる
サポートが知りたい

対象デスク

家族サポート紹介 アピアランスケア紹介(*2)

*2 がん治療に伴う見た目の変化をサポートするケア用品などをご紹介



女性相談コンシェルジュ

女性ヘルスカウンセラーが女性特有の
身体や心のお悩みにお応えします。

電話受付時間 24時間 年中無休
女性のみご利用いただけます。

お金とくらしに関するサービス

家族信託サポートダイアル

家族信託について相談したい

対象デスク

家族信託サポート

メットライフ生命 クラブオフ

優待・割引サービスで、毎日をもっと楽しく

インターネット会員登録制サービス

※ご利用に際しては、事前に会員登録が必要となります。

※会社・法人・団体名義での入会はできません。

商品付帯サービスの共通注意事項

- ・当社の保険商品に加入されたお客さまが、契約後にご利用いただけるサービスです。2023年10月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ・当社が委託ないし提携する各サービス会社が提供します。保険契約による保障とは異なります。
- ・サービスにより生じた損害・損失については、当社では責任を負いかねます。
- ・ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合がありますので、詳細はサービス利用時にお問い合わせください。
- ・ご利用に際しては、各サービス提供会社の利用規約などに同意していただく必要があります。
- ・「コンシェルジュダイアル」の電話によるサービスは、対象商品に自動付帯されていますので、会員登録は必要ありません。インターネット会員登録制サービスや一部の「コンシェルジュダイアル」内で提供するオンラインサービスは、ご利用に際して、事前に会員登録が必要となります。
- ・電話機や電話機の設定などにより、ご利用いただけない場合があります(発信者番号が非通知設定

の状態、一部のIP電話、公衆電話、通話アプリからはご利用いただけません)。また、海外からは、ご利用いただけません。

治療中・治療後のケアダイアルの注意事項

- ・当社の募集人およびコールセンターは各種サービスの詳細な内容や申込方法などのご案内を行っておりません。「治療中・治療後のケアダイアル」にお問い合わせください。
- ・相談内容や対応する専門デスクにより、利用対象者が異なる場合があります。
- ・電話受付は男性のオペレーターが対応する場合があります。また、ご相談内容によっては女性ヘルスカウンセラーから転送され、男性の専門家にご相談に応じることもあります。

家族信託サポートダイアルの注意事項

- ・当社の募集人は詳細なサービス内容や申込方法の

ご案内を行っておりません。「家族信託サポートダイアル」にお問い合わせください。
・法人契約・グループ保険のお客さまはご利用いただけません。

チャット相談のご利用に際して

※チャット相談は、個人保険に加入されたお客さま専用です。グループ保険に加入されたお客さまはご利用いただけません。

*1 当社の募集人およびコールセンターは、検査キットの詳細なサービス内容をご案内することや、法令等に基づき検査結果を取得・利用することはできません。検査キットの内容や申込方法、検査結果の見方など詳細は、「早期発見サポートダイアル」にお問い合わせください。

サービスについての詳細
および最新情報は、メット
ライフ生命のホームページ
でご確認ください。

